

厚生労働省和歌山労働局発表  
平成 27 年 1 月 29 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 杉山 彰浩
	監察監督官 畷 寿樹
	電 話 073 (488) 1150
	F A X 073 (475) 0113

## 建設工事現場に対して一斉監督を実施

### －12 月に集中的に実施－

厚生労働省和歌山労働局（局長 中原正裕）では、高速道路の延伸、国体関連の工事等によって県内の建設工事が増加する傾向が続いていることから、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施し、法違反を繰り返す事業場や法違反を原因として重篤な労働災害を発生させた事業場等に対しては、積極的に司法処分を行うなど厳正に対処することとしています。

その一環として、労働災害が多発する 12 月の時期に建設工事現場に対して一斉に監督指導を実施したところであり、今般その結果を以下のとおり取りまとめました。

#### 一斉監督による監督指導実施結果の概要

- 1 対 象 和歌山県内の建設工事現場 75 現場
- 2 期 間 平成 26 年 12 月
- 3 実施結果

- (1) 監督指導を実施した 75 現場のうち 32 現場（42.7%）において労働安全衛生法違反が認められたことから是正勧告等を行った。
- (2) 主な法違反については、  
ア 足場や作業床からの墜落・転落防止(注 1)に係る違反が 29 事業場  
イ 作業主任者の選任(注 2)等の安全衛生管理に係る違反が 13 事業場であった。
- (3) 違反が認められた 32 現場のうち、墜落等の労働災害の急迫した危険が認められた 12 現場に対しては、立入禁止等を命令する行政処分を行った。

その他、別紙のとおり。

注 1 労働安全衛生法において、高さ 2m 以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すりを設ける等の墜落防止措置を講じなければならないとされている。

和歌山県内の建設業において発生した労働災害(休業 4 日以上)では、

平成 25 年に発生した 192 件のうち墜落・転落によるものが 58 件（うち死亡災害 2 件）で、全体の約 3 割を占めており、発生件数も多く重篤な災害となるおそれが高いことから、監督指導においては、墜落防止措置の徹底については重点的に確認することとしている。

注 2 法定の危険・有害作業に労働者を従事させる場合は、資格者を作業主任者に選任して、所定の事項について作業を指揮させなければならないとされている。

足場の組み立て等作業主任者を選任せず、足場の解体作業を行った結果、足場からの墜落による死亡災害が発生した事例もあり、監督指導においては、法定の危険・有害業務に対して、資格を有した作業主任者が法定事項について作業を直接指揮しているか必ず確認することとしている。

## 平成26年12月 和歌山労働局一斉建設現場監督指導実施結果概要

(実施期間:平成26年12月1日~12月26日)

		建築現場	土木現場	その他	解体工事	合計
監督現場数		30	29	11	5	75
監督事業場数		50	35	15	7	107
発注者別	公共	11	28	7	2	48
	民間	19	1	2	3	25
	公団等	0	0	2	0	2
	合計	30	29	11	5	75
請負金額別	1億9千万円未満	15	18	7	3	43
	1.9~10億円未満	11	11	4	2	28
	10億円以上	4	0	0	0	4
	合計	30	29	11	5	75

措置状況		元請	下請 (社)	元請	下請 (社)	元請	下請 (社)	元請	下請 (社)	元請	下請 (社)
法違反	現場数	15		9		5		3		32	
	事業場数	13	18	9	5	4	4	2	2	28	29
うち使用停止 命令等	現場数	8		3		1		0		12	
	事業場数	7	10	3	2	1	1	0	0	11	13
指導票	現場数	6		5		2		1		14	
	事業場数	6	3	5	1	2	1	1	1	14	6